3. スイス連邦

#### 3. スイス連邦

#### (1) 商標法の動向等

- 1) スイスでは、1998年 12月 14日からマドリッド協定議定書が発効している。 なお、スイスはマドリッド協定にも加盟しており、マドリッド協定も同日の、1998年 12月 14日に発効している。
- 2) 現行のスイスにおける商標に関する法規定は、大幅に変更された新商標法が1992年8月28日に成立し、1993年4月1日より施行された<sup>1</sup>(以下「新商標法」という)。なお、本法律はその後、一部改正を受けており、最新の改正は2008年8月1日に施行されている。

マドリッド協定議定書に基づく国際商標登録については、マドリッド協定議定 書及びマドリッド共通規則に定められた規定に従うと共に上記新商標法第4章【商 標の国際登録】の規定に従うものとする。

また、新商標法の規定を施行するに当たり、同時期に定められた「施行規則」 (1993年4月1日施行)があり<sup>2</sup>、マドリッド協定議定書に基づく国際商標登録 についての規定は、施行規則第6章「商標の国際登録」に定められている。

なお、スイスで登録された特許及び有効な欧州特許の場合、リヒテンシュタインにも拡張されるが、商標の場合(マドリッド協定又はマドリッド協定議定書に基づく国際商標を含む)は、拡張は適用されない。

3) スイス連邦知的財産庁(Swiss Federal Institute of Intellectual Property)についてスイス連邦知的財産庁は、現在、連邦司法・治安省(Federal Department of Justice and Police)の下部機関に属し、特許、意匠、商標を管轄する行政機関である。設立は1888年であるが、現在の組織体制は1996年1月1日に施行された連邦法に基づいて確立されている。知的財産の審査及び登録を管轄する組織として、特許部門(Patent Division)と商標部門(Trade Mark Division)があり、意匠は特許部門が管轄する。本章では、スイス連邦知的財産庁を以下「連邦知財庁」と表示する。

#### (2) 商標の定義

商標の定義は、新商標法第1条に規定されており、以下にその概要を示す。

1) 企業の商品又は役務(サービス)を他の企業のそれと識別することができる標識 (第1条(1))。

<sup>1</sup> 日本国特許庁 (JPO) ホームページ→国際動向→関連リンク→外国産業財産権制度情報→掲載法 令一覧→スイス・商標法。

http:www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryou/s\_sonota/fips/mokuji.htm

<sup>2</sup> 脚注1と同一のリンク、掲載法令一覧→スイス・商標規則

2) 語、文字、数字、視覚的表現、立体形状もしくはそれらの結合又はこれらと 色彩との結合から構成される。

#### 3) 団体商標(Collective Trademarks)

企業の団体が取得できる商標であって、団体の構成員の商品若しくは役務を、 他の企業の商品若しくは役務から識別するために使用される商標と定義されてい る。

団体商標の国際登録について、その団体が当該商標に対して設定している使用管理規則を連邦知財庁に提出しなければならない。提出は、国際登録日から6ヶ月以内に、スイスにおいて資格を有する現地代理人を通じて提出する。当該期間内に提出しない場合は、暫定的拒絶の通報の対象となり、拒絶の通報に対する応答時に提出する必要がある3。

なお、この使用管理規則は連邦知財庁の承認を受ける必要がある。 通常、承認を受けるためには、以下の要件を含む必要がある。

- (a) 商標の所有者である団体組織の名称、住所、設立及び運営の根拠。
- (b) 団体組織の構成員となるための条件。
- (c) 商標の使用を許可された組織及び個人のリスト。
- (d) 商標の使用条件。
- (e) 本管理規約に違反する行為に対処する措置。

#### 4) 音響商標、その他

音響商標は楽譜で視覚的に表現することにより権利保護を受けることができる。また、「保証商標」、「立体商標」、「色彩又は色彩の組合せのみからなる商標」、「スローガン」も権利保護可能である。スイスにおける商標の基本要件である、「視覚的に表現できる」ことを考慮すると、「芳香商標」は登録できないものと思われる4。

#### (3) 方式要件

日本を本国官庁とする基礎出願又は基礎登録について、スイスを領域指定した 国際登録出願を行う場合の、国際登録願書(MM2)の記入に関する留意点につい ては、以下のとおりである。

1) 出願人(名義人)の記載【願書・「2 出願人」の欄】

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> WIPO Information Notice No.3/2004「スイスにおける団体商標及び証明商標の国際登録に関する使用管理規則」を参照。

<sup>&</sup>lt;sup>4</sup> 「Manual Intellectual Property Vol.11」スイス編(AIPPI・JAPAN 発行)第 34 頁「登録事由・ 不登録事由」の項を参照。

国内出願において、新商標法では、複数の出願人による出願、商標権の共同所有が可能となった。国際登録商標においても、同様の取扱となる。

法人の場合、「株式会社」の企業形態の表示は、「Corporation」、Company Limited」、「CO., LTD」、「LTD」、「Incorporated (Inc)」等が用いられている場合にはそれらの表示が受け入れられている。

また、日本語読みのローマ字表記「KABUSHIKI KAISHA」も見受けられ、補 正指示あるいは拒絶の通報の対象になっていない<sup>5</sup>。また、「(f) その他の表示(ii) 出願人が法人である場合には:」の項は、記載必須項目でない。国際登録情報 (ROMARIN情報)を確認すると、株式会社の英訳として「Corporation」の記載 は認められている。

2) 日本語、中国語、韓国語等の外国語で構成される、又はそれを含む商標上記の言語を使用した商標に関する取扱規定は特になく(絶対的拒絶理由)、実体審査においても、「日本語文字と図形を組合せた商標」(国際商標登録第826437号)及び「日本語文字商標」(国際登録商標第33935号)はいずれも拒絶の通報を受けることなく登録されている。

基本的に、これらの文字は、図形として取り扱われていると思われ、ラテン文字以外、例えば日本語文字からなる商標についてはMM2の9(a)欄の音訳が必須記載事項であるが、9(b)欄の翻訳文又は9(c)欄については任意記載事項であり、記載がない場合でも問題とはなっていない。

#### 3) 色彩商標について

色彩を含む標章において、願書・「8 色彩に係る主張」の欄及び「9 その他の表示」欄(e)の表示は、任意であり、表示がないからといって補正を要求されたり、拒絶の通報の理由とはならない $^6$ 。

#### 4)標準文字制度

国内商標出願については、標章の複写又は画像ファイルを添付しなければ、標準文字標章として扱われる(商標規則第10条(2)7)。国際登録出願については、願書(MM2)の「7標章」欄の(c)項をチェックしない場合、全ての標章は画像として扱われ、標準文字標章として扱われない $^8$ 。

#### 5) 立体商標

商標が立体の場合、願書・「7標章」欄(a)項の記載は、基礎出願又は基礎登録に添付されている図面と同一の図面を全て記載する。記載方法は当該欄の記載

85

<sup>5</sup> WIPO 検索ツール ROMALIN からの国際登録情報・国際登録第 822496 号を参照。

<sup>&</sup>lt;sup>6</sup> ROMALIN・国際登録情報・国際登録第 921787 号、第 1001264 号を参照。

<sup>7</sup> 図形を含む標章、特殊な書体の語標章は、白色及び黒色で描かれた再生可能な複製を提出しなければならない。

<sup>8</sup> 資格を有する現地代理人からの報告。

範囲(8cm平方)に収まるよう全図面を同一縮尺して記載する。 また、願書「9 その他の表示」欄(d)項の「立体商標」にチェックを付す9。

#### 6) 団体商標

基礎出願又は基礎登録が団体商標である場合には、該当する場合には、願書「9 その他の表示」の欄(d)の項の「団体標章、証明標章又は保証標章」にチェックを し、団体商標として出願しなければならない。

商標の「使用管理規則」の提出については、上記(2)商標の定義 3)団体商標の欄を参照されたい。

- 7) 商標の要素について保護の放棄の宣言 (Disclaimer制度) スイスにおいて、Disclaimer制度はない。願書・「9 その他の表示」(g)にて宣言したとしても連邦知財庁は当該宣言を考慮しない $^{10}$ 。
  - 8) 指定商品及び指定役務(サービス)

願書「10 商品及び役務」の(a)の項の記載については、商品及び役務の国際 分類に関するニース協定に基づく分類一覧に従い分類する。

また、1出願で複数分類にまたがる多区分出願が可能である。

- 9) 商品及び役務の指定範囲11
- (a) 類の「見出し (Class Heading)」による記載は、当該類に含まれる全ての商品又は役務を含むとみなされない可能性があり、「見出し (Class Heading)」のみの記載は避け、分類中の商品又は役務を記載すべきである。
- (b) 第45類に含まれる「見出し(Class Heading)=『個人の需要に応じて、他から提供される役務(personal and social services renderedby other to meet the needs of individuals)』」は、識別性に乏しく、連邦知財庁は指定役務として受入れない。従って、暫定的拒絶の通報の対象となる。
- (c)「小売」、「卸売」に関する役務はニース協定の国際分類第9版の第35類に 基づき指定できる<sup>12</sup>。
- 10) 出願手数料

<sup>9</sup> ROMALIN・国際登録情報・国際登録第 1000235 号を参照。

<sup>10</sup> スイスの現地代理人からの情報。

<sup>&</sup>lt;sup>11</sup> WIPO・HOME→IP Services→Trade Marks (Madrid System)→about members→Informa -tion concerning National or Regional Procedures Before IP Offices under Madrid System →Switzerland (Miscellaneous)→Nice Classification の項を参照。

<sup>12</sup> スイスの現地代理人からの情報。

国内出願の手数料は、以下のとおりである。

# 【国内出願手数料】

(a)	出願費用(指定分類が4まで)	550 スイスフラン	
(b)	追加費用・指定分類が4を超えた場合、1分類毎	100 スイスフラン	
(c)	国際出願の手数料		
【国際事務局への手数料】			
(a)	基本手数料(色彩なし)	653 スイスフラン	
(b)	基本手数料(色彩有り)	903 スイスフラン	
(c)	個別手数料 (スイスの個別手数料・3分類まで)	350 スイスフラン	
(d)	3分類を超えた1分類毎	50 スイスフラン	

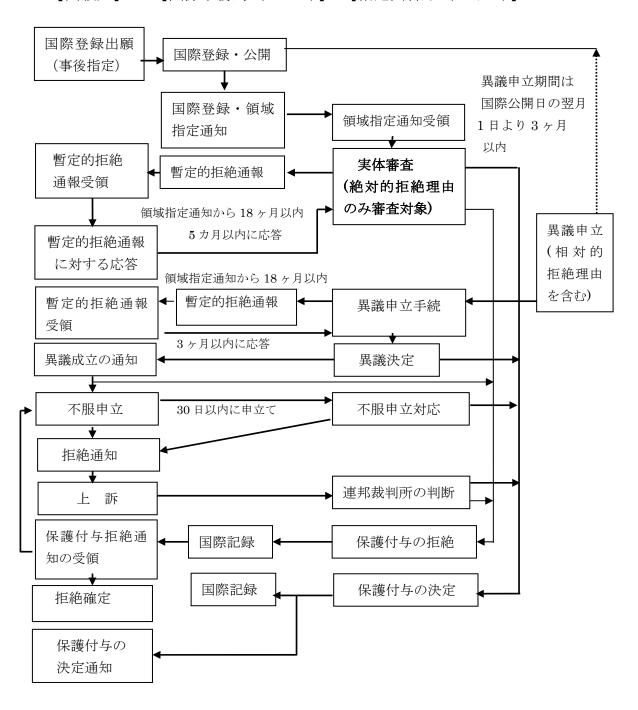
# (4) 審 査

## ① 実体審査の概略

実体審査の流れは以下のとおりである。

### 図:実体審査の概略フロー

### 【出願人】 【国際事務局 (WIPO)】 【指定国官庁 (スイス)】



本国官庁を日本国特許庁として、スイスを領域指定した国際登録出願又は 事後指定が WIPO 国際事務局に受理され、国際事務局にて国際登録簿に登録されると、その旨が指定国官庁である連邦知財庁に通知(領域指定通知)され、これ以降、スイス国内出願と同様な手順で審査される。

領域指定通知を受けた連邦知財庁は、当該国際登録出願の実体審査を実施する。 ただし、スイスの場合には「絶対的拒絶理由」についてのみ審査を実施する(新商標法第30条(c))。

「相対的拒絶理由」の有無に関する審査は、異議申立が請求された場合に実施される(新商標法第31条(1))。

絶対的拒絶理由が発見されない場合は、当該国際登録に対して保護付与を決定する。なお、当該保護付与の決定は、国際事務局及び名義人に対して通知されない<sup>13</sup>。

領域指定通知日より 18ヶ月以内に暫定的又は最終的な拒絶の通報を国際事務局に通知しなければ、国際事務局はスイスにおいて保護付与が決定されたものとみなされる (マドリッド協定議定書・第5条(5))。

また、国内出願については「商標登録簿」に登録され、かつ、スイス通商公報 に公告されるが、国際登録に関しては、国際事務局における登録が当該登録簿に 代わるものとなる(新商標法第46条(1))。

一方、当該国際登録出願が絶対的拒絶理由を有する場合は、連邦知財庁は領域指定通知の日から 18 ヶ月以内に、国際事務局に対して国際登録の暫定的拒絶を通報する。拒絶の通報を受領した国際事務局は国際登録簿に記録すると共に名義人にもその旨通知する(マドリッド協定議定書第5条(2)(b))。

当該絶対的拒絶理由に基づく暫定的拒絶の通報を受けた名義人は、拒絶の通報の通知日から 5 ヶ月以内に、連邦知財庁に対して応答(反論)を提出しなければならない<sup>14</sup>。

異議申立については、国内商標の場合、「付与後の異議申立制度」が規定されている(新商標法第31条)。すなわち、商標登録の公告日から3ヶ月以内に異議申立を請求することができる(新商標法第31条(2))。

一方、国際商標登録については、国際事務局により登録がなされ、国際公開日の翌月1日より3ヶ月以内に異議申立を請求することができる(商標規則第50条(1))。異議申立の理由は「相対的拒絶理由」についてのみであり、異議申立は「先行商標権者」のみが請求できる(新商標法第31条(1))。

異議申立に基づく暫定的拒絶の通報も絶対的拒絶理由に基づく暫定的拒絶の通報と同様に、18ヶ月の期間内に国際事務局に通報され、国際事務局から名義人に通報される。

<sup>13</sup> 規則改正により 2011 年 1 月以降には何らかの保護付与の通知が国際事務局に送付される予定。

<sup>&</sup>lt;sup>14</sup> WIPO·HOME→IP Services→Trade Markt (Madrid System) →about members→Informa -tion concerning National or Regional Procedures Before IP Offices under Madrid System →switzerland (Miscellaneous)→「Time Limit for Responding to Provisional Refusal」の項を参照。

異議申立に対する応答は、異議申立の通知日から 3 ヶ月以内に実施しなければならない。この場合、在外者は、資格を有する代理人を通じて手続を行わなければならない。また、暫定的拒絶の通報を受けている国際登録商標に係る異議申立については、暫定的拒絶の通報に係る決定がなされるまで、連邦知財庁は異議申立に関する決定を保留することができる(商標規則第 51 条)。異議申立の結果、異議決定により保護付与が拒絶された名義人は、連邦知財庁・審判部に不服申立を請求することができる(新商標法第 36 条(1))。

なお、不服申立は資格を有する現地代理人を通じて、異議決定日から 30 日以内に提起できる。さらに、当該不服申立の結果に対して不服がある場合には、連邦裁判所に上訴することができる。

#### ② 審査内容

国際登録され、スイスに領域指定通知された国際登録商標は、連邦知財庁により絶対的拒絶理由の有無について実体審査を受ける。また、異議申立の請求を受けた場合、相対的拒絶理由の有無につき審査される。

#### ③ 暫定的拒絶の通報の期間

連邦知財庁は、国際事務局による領域指定通知日から 18 ヶ月以内に絶対的拒絶理由に基づく暫定的拒絶の通報を国際事務局に対して通知する。なお、国際登録申請の場合、異議申立の期間が国際公開日の翌月 1 日から 3 ヶ月と規定されており、連邦知財庁の審査官は、実質的に、実体審査の段階で異議申立に基づく拒絶理由も併せて対応することができ、暫定的拒絶の通報に、「絶対的拒絶理由」と「相対的拒絶理由」が含まれる場合がある。例として、応答期限(拒絶の通報から 5 ヶ月以内)等を記載した資料がある<sup>15</sup>。また、相対的拒絶理由のみの暫定的拒絶の通報もある(応答期限は拒絶の通報から 3 ヶ月以内と記載されている)。

#### ④ 絶対的拒絶理由の内容

以下の標識は、商標として保護されない(新商標法第2条)。

- 1) 商品若しくは役務の種類、品質、数量、用途、価格、原産地、生産時期又は提供時期等単に記述的な標識
- 2) 商品その物の性質を構成する形状、及び技術的に必要な商品又はその包装の形状
- 3) 誤認を生じさせる標章、特に商品若しくは役務の性質、品質、原産地等について消費者が誤認するおそれのある標識
- 4) 公の秩序、道徳、適用法に反する標識(スイス法及び規則又はパリ条約など、

<sup>&</sup>lt;sup>15</sup> WIPO·HOME→IP Services → Trade Mark (Madrid System) →about members→Informa -tion concerning National or Regional Procedures Before IP Offices under Madrid System→ switzerland (Miscellaneous) → 「Time Limit for Responding to Provisional Refusal」の項を参照。

スイスが拘束される国際条約及び協定に反するもの)

#### ⑤ 相対的拒絶理由の内容

以下の標識は、相対的拒絶理由を有するとして、商標として保護されない(新商標法第3条)。

- 1) 先行商標と同一の標識であって、当該商標に係る商品又は役務と同一の商品又は役務を指定する標識
- 2) 先行商標と同一の標識であって、類似の商品又は役務を指定し、混同を生じるおそれのある標識
- 3) 先行商標と類似の標識であって、同一又は類似の商品又は役務を指定し、混同を生じるおそれのある標識

なお、「先行商標」とは以下のものをいう。

- (a) 新商標法に基づき、優先権を享受する(第6条~第8条)出願中の商標又は登録商標
- (b) 商標の出願時において、パリ条約第6条の2の意味でスイスにおいて周知の商標
- (5) 暫定的拒絶の通報に対する国際商標出願人の応答手続
- ① 暫定的拒絶の通報の見本と和訳、内容の説明(使用言語)、全部拒絶/一部拒絶の取扱い
- 1) 暫定的拒絶の通報に使用されている言語はフランス語。
- 2) 暫定的拒絶の通報は、絶対的拒絶理由及び/又は異議申立に基づく相対的拒絶理由によるものがある(本章(4)4「拒絶通知の期間」の項参照)。

なお、団体商標の国際登録において、「使用管理規則」の連邦知財庁への提出が 行われていない場合には、当該暫定的拒絶の通報受領の対象となる可能性がある。 団体商標の国際登録日から 6 ヶ月以内に当該「使用管理規則」を連邦知財庁に提 出した場合には、未提出による暫定的拒絶通知の送達はない。

3) 暫定的拒絶の通報の例は次のとおりである。

# ※暫定的拒絶の通報の例

CONFÉDÉRATION SUISSE Institut Fédéral de la Propriété Intellectuelle - Stauffacherstrasse 65 - CH-3003 Berne tél. +41 31 377 77 77 - fax +41 31 377 77 78	通報する者: スイス連邦知的所有権庁
08.06.2010	_
nctre référence: bai n° direct: +4° 31 377 74 05	整理記号: 直通電話番号:
Notification de refus provisoire partiel (sur motifs absolus)	表題 i)
Conformément à l'art 5 de l'Anangement de Machd concernant reinegatirement international des marques ou a l'art. 5 du Protocole reabil à cet Anangement, et en relation avec la règle 17 ou règlement d'exéquison commun à l'Anangement de Madrid concernant l'annegatiement international des maques et su Protocole relatif à cet Anangement, la protection estrefusée consisteirement en Susse à la marque sylvante.	- 拒絶の通知 ii)
Enregistrement international n*	拒絶通知対象商標の表示
Motifs	上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上
1. L'enregistrement international mentionné ::-dessus ne peut pas être accepté en Suisse car :  il appartient au domaine public (art. 6 quinquies, let. B, ch. 2, de la Convention de Paris pour la protection de la propriété industrielle (CUP); art. 2, let. a et art. 30, al. 2, let. c de la loi fédérale eur la protection des marques et des incications de provenance (LPM) soit la forme représentée constitue la nature même du produit soit la forme du produit ou de l'emballage est tecnniquement nécessaire (art. 6 quinquies, let. B, ch. 2 CUP; art. 1, art. 2, let. b, et art. 30, al. 2, let. c LPM)  il est propre à induire en erreur (art. 6 quinquies, let. B, ch. 3 CUP; art. 2, let. c, art. 30, al. 2, let. c et, éventuellement, art. 47 s. LPM)  il est contraire à l'ordre public, aux bonnes mosurs ou au droit en vigueur (art. 6 cuinquies, let. B, ch. 3 CUP; art. 2, let. d, art. 30, al. 2, let. c LPM)  la reproduction de la manque est insuffisante (art. 6 de cuinquies, let. B, ch. 2 et 3, art. 1, art. 2 let. a et d, art. 30, al. 2, let. c LPM, art. 10 de l'Ordonnance sur la protection des manques (OPM).	具体的な拒絶理由および根拠条文 iii)
	対象商標についての拒絶理由の該当性

page 1 / 2

- Vu ces motifs, la marque est admise à la protection en Suisse uniiquement pour les services suivants :
- 3. Le titulaire de la marque peut faire valoir aes droits auprès de l'Institut Fédéral de la Propriété Intellectuelle (ci-après Institut) dans un délai de mois à compter de la date de la présente notification, à savoir d'ici au , uniquement par l'intermédiaire d'un mandataire établi en Suisse (art. 42 LPM). Une liste des mandataires suisses peut être obtenue auprès de l'Institut à l'adresse ci-dessus ou sur notre site internet (<a href="http://www.ipe.ch">http://www.ipe.ch</a>)

Si, dans le détai imparti, le mandataire du titulaire n'invoque pas d'arguments propres à invalider le présent refus de protection, l'Institut-confirmera celui-ci par au sens de la règle du règlement d'exécution commun (art. 30, al. 2 LPM).

Division des marques Section examen des marques



Voies de droit:

Cette notification provisoire n'est pas sujette à recours.

La décision finale sur motifs absolus et/ou lla décision sur l'opposition peut/peuvent faire l'objet d'un recours devant le Tribunal administratif fédéral.

保護が許容される商品・サービスの分類 番号の表示

当該通知に対する応答の方法 及び期間 iv)

当該通知に対して応答しない場合の措置 v)

審査官名:署名および部署名 vi)

当該通知に対する法的手段 vii)

page-2/2

- i) 表題:(絶対的理由に関する)暫定的一部拒絶通知
- ii) 拒絶の通知:

「標章の国際登録に関するマドリッド協定第5条又はこの協定に関する議定書第5条に従い、かつ標章の国際登録に関するマドリッド協定及びこの協定に関する議定書に共通の施行規則の規則 17 に関係して、次の商標に対するスイスでの保護は、暫定的に拒絶される。」

#### iii) 具体的な拒絶理由および根拠条文

- 「1. 上述の国際登録は、スイスでは許容され得ない。拒絶理由は下記の通り(以下、5つの理由から適切なものが選択される。)
  - □ 排他的権利の外に属する(工業所有権の保護に関するパリ条約(CUP) 第6条の5第B号第2章;商標及び出所表示の保護に関する連邦法 (LPM)第2条第a号及び第30条第2項第c号)
  - □ 表された形状が、商品の性質自体を構成するか、商品又は梱包の形状が、技術的に必要である (CUP 第 6 条の 5 第 B 号第 2 章; LPM 第 1 条、第 2 条第 b 号及び第 30 条第 2 項第 c 号)
  - □ 誤認を誘発し得る (CUP 第 6 条の 5 第 B 号第 3 章; LPM 第 2 条第 c 号、第 30 条第 2 項第 c 号、及び場合により第 47 条 s)
  - □ 公序、良俗又は現行法に反する (CUP 第 6 条の 5 第 B 号第 3 章; LPM 第 2 条第 d 号、第 30 条第 2 項第 c 号)
  - □ 商標の複製が不十分である(第 6 条の 5 第 B 号第 2 及び 3 章、LPM 第 1 条、第 2 条第 a 及び d 号、第 30 条第 2 項第 c 号、商標の保護に関する命令(OPM)第 10 条)□
- iv) 商標の所有者は、スイスで開業している代理人を介してのみ、本通知の日付からoヶ月の期間内に、すなわち今からoooの年oo月oo日まで連邦知的所有権庁(以下、本庁)にその権利を行使できる(LPM 第 42 条)。スイス代理人の一覧は、上記住所の本庁又はインターネットサイト(http://www.ige.ch)上で取得することができる。
- v) 与えられた期間内に、所有者の代理人が、本保護拒絶を無効にし得る主張を 引用しないならば、本庁は、マドプロ共通施行規則0000に従って、0000に より、拒絶を確認する(LPM 第 30 条第 2 項)。

#### ② 暫定的拒絶の通報への応答期間

- 1)連邦知財庁から暫定的拒絶の通報を受けた出願人は、当該通報の発送日から 5ヵ月以内(拒絶理由が絶対的拒絶理由の場合、及び絶対的拒絶理由及び異議申立 に基づく相対的拒絶理由の場合)に応答する期間が与えられる。また、異議申立 に基づく相対的拒絶理由のみの拒絶理由については、当該通報の発送日から 3ヶ月以内の応答期間が与えられる。なお、上記応答期間内に応答しなかった場合でも、名義人は応答の延期を書面により請求することができる(新商標法第41条(1))。
- 2) 名義人が期間内に応答しなかったことを知ったときから 2 カ月以内で、その期間の満了後少なくとも 6 ヶ月以内に連邦知財庁に延期申請を提出することができる。この延長手続は、名義人が選択した資格を有する現地代理人を通じて申請できる(新商標法第 41 条(2)、第 42 条(1))。

### ③ 現地代理人の必要性の有無

在外人の国際商標登録において、暫定的拒絶の通報を受領し、これに応答する場合には、資格を有する現地代理人を選任しなければならない(新商標法第 42 条(1))。また、異議申立(商標規則第 21 条(2))、不服申立の対応についても同様である。なお、現地代理人の選任については、連邦知財庁ホームページに代理人リスト<sup>16</sup>が掲載されている。また、代理人を選任した場合には、連邦知財庁に「委任状」を提出する必要がある(商標規則第 5 条)。

### ④ 国際登録出願名義人本人が現地代理人なしでできる手続

国際登録された以下の項目について減縮、変更、放棄する手続を、国際事務局に対して実施できる(マドリッド共通規則 25(1)(a))。

- 1) 指定商品及び役務
- 2) 名義人(出願人)
- 3) 領域指定国

ただし、暫定的拒絶の通報の応答、異議申立に対する応答若しくは不服申立の時に行う 1)の減縮、変更については、国際事務局への手続と共に連邦知財庁にもその内容を通知することができる。資格を有する現地代理人によると、そのようにした方が確実に減縮、変更内容を伝えることができるとのことである。また、スイス連邦知財庁が提案した減縮、変更については、直接連邦知財庁に通知可能とのことである。

なお、国際事務局に対する手続の様式は以下のとおりである。また、各手続は 所定の手数料を支払う必要がある。

- 1) 商品及び役務の一覧表の減縮の記録請求書 = 様式MM6
- 2) 放棄の記録の請求書 = 様式MM7

#### ⑤ 暫定的拒絶の通報に対する応答及び拒絶確定までの概略

暫定的拒絶の通報に対して名義人が応答期間内に応答しない場合、あるいは応答内容が拒絶理由を覆すものでないと判断した場合、連邦知財庁は保護付与の拒絶を決定し、国際事務局にその旨通知する。保護付与の拒絶決定通知(絶対的拒絶理由による場合と、相対的拒絶理由による場合(異議申立))を受領した出願人は、連邦知財庁・審判部に不服申立を請求することができる。当該不服申立は、保護付与の拒絶決定の日から30日以内(申立請求期間)に請求しなければならない(新商標法第36条(1))。なお、上記申立請求期間内に請求を行わなかった場合

<sup>&</sup>lt;sup>16</sup> スイス連邦知財庁のホームページ(英語版)→Searches→Trade Mark Attorneys→Trade Mark consultants を参照。

でも、出願人は請求の延期を書面により請求することができる(新商標法第41条(1))。さらに、当該不服申立に対する決定に不服がある場合には、連邦裁判所に上訴することができる。

#### (6) 拒絶理由解消又は拒絶理由が存在しない場合の登録までの概略

暫定的拒絶理由が解消され、連邦知財庁にて保護付与の決定がなされると、国際事務局にその旨の決定通知が発せられ、国際事務局は国際登録簿に記載すると共に名義人に対して保護付与の決定を通知する(マドリッド共通規則第18の3(1)、新商標法第30条(3))。

ただし、暫定的拒絶の通報がなかった場合、国際事務局及び名義人には通報されない<sup>17</sup>。

### (7) 登 録

#### ① 登録簿

連邦知財庁より国際事務局に保護付与の決定通知があった場合、あるいは暫定的拒絶の通報が発行されることなく、領域指定通知日から 18 ヶ月が経過した時、国際事務局は国際登録簿に保護付与の決定を記録する(国際記録・マドリッド協定議定書第9条の2)。なお、連邦知財庁においては、国際登録商標の登録簿は設けられていない。

#### ② 登録証書の発行

連邦知財庁は、登録証書の発行を行わない(現地代理人からの情報)。

#### (8) 登録後の注意事項

1) 不使用による商標権の取消し

国際登録日以降、継続して 5 年間以上特段の理由無く使用されていない場合、 第三者による取消請求を受けて取り消される(全部取消又は一部取消)(新商標法 第12条(1))。

ただし、5年経過後に初めて使用された場合又は5年経過後使用を再開した場合には、使用の開始又は再開前に商標権の不使用が主張されていないことを条件として、権利が回復される(新商標法第12条(2))。

以下の場合は商標権者の使用と見なされる。

- (a) 商標権者の実施許諾に基づいた許諾者の商標権使用(新商標法第 11 条(3))。
- (b) 広告における商標権の使用。
- (c) 本質的でない部分のみを異にする態様で商標権を使用する。(新商標法第

<sup>17</sup>条約改正により2011年1月以降には何らかの保護付与の通知が国際事務局に送付される予定。

11(2))

- (d) 輸出目的での商標権の使用。
- 2) 無効審判による商標権の取消し

第三者による登録無効の請求を受けた民事裁判所が処理する。登録無効が決定すると、当該決定に基づき連邦知財庁が商標権を取り消す(新商標法第35条(c))。 無効理由は以下のとおり。

- (a) 絶対的拒絶理由
- (b) 相対的拒絶理由
- (c) 不使用による取消し

### 3) 無効審判の手続について

無効審判請求を受領した民事裁判所は、被請求人(商標権者)が在外者の場合、連邦知財庁に登録されている対象商標権の現地代理人を通じて被請求人に通知する。現地代理人が登録されていなければ、被請求人に直接通知される。この時、直接通知を受けた被請求人は資格を有する現地代理人を設定して、以降の手続に対処する。裁判所は、この時、被請求人に対してスイスの居所を定めるよう指示できるが、実質的に現地代理人の住所が定められる。

無効が決定した場合、被請求人は連邦最高裁判所に控訴できる。また、当該無効審判請求の結果は、WIPO にも通知される。

4) 商標権の有効期間の延長手続を実施しない場合、権利消滅する。国際商標登録の有効期間は、国際登録日から 10 年の満了後、引続き更に 10 年の延長を繰り返すことが可能であり、国際事務局は満了日の 6 ヶ月前に延長に関する非公式の通報を行い注意を喚起する。また、満了日を途過した場合も、6 ヶ月以内に割増手数料を納付して延長手続を行うことができる。

#### (9) 異 議

異議申立制度については、上記「(4)審査」の②項にて述べたとおり、国際事務局により登録がなされ、国際公開日の翌月1日より3ヶ月以内に異議申立を請求することができる(商標規則第50条(1))。異議申立に対する応答は、異議申立の通知日から3ヶ月以内に実施しなければならない。また、暫定的拒絶の通報を受けている国際登録商標に係る異議申立については、暫定的拒絶の通報に係る決定がなされるまで、異議申立に関する決定を保留することができる(商標規則第51条)。

#### 1) 異議申立の理由

スイスの場合、異議申立の理由は、「相対的拒絶理由」(本章「(4)⑥」に記載) のみである(新商標法第3条)。

#### 2) 異議申立を請求できる者

異議申立を請求できる者は、先行商標(出願、登録)の所有者のみである(新商標法第31(1))。

#### 3) その他

- (a) 被異議申立人が最初の答弁において先行商標の不使用を主張した場合、異議申立人は先行商標の使用(又は不使用の正当な理由)を証明しなければならない(新商標法第32条)。
- (b) 異議決定において、連邦知財庁は、敗者が勝者に対して負担すべき費用の 有無及びその範囲を明確にしなければならない。(新商標法第34条)

#### (10) 上 訴

連邦知財庁・審判部によって不服申立に係る国際登録商標の保護付与の拒絶決定がなされた場合、出願人は当該決定に対して連邦裁判所に上訴できる。

なお、在外者は資格を有する現地代理人を通じて手続を行う必要がある。 上訴の対象となる不服申立は以下のとおりである。

- 1) 暫定的拒絶の通報に基づく保護付与の拒絶決定に対する不服申立(絶対的拒絶理由に基づく拒絶決定)
- 2) 異議申立に基づく保護付与の拒絶決定に対する不服申立(相対的拒絶理由に 基づく拒絶決定)

#### (11) 権利行使

#### ① 権利の発生時期、条件

国内商標権は、出願日(優先日)から起算して 10 年間有効であり、更に 10 年 を単位として無限に更新できる。ただし、法的保護の開始は、登録簿への登録日 から開始される。(新商標法第5条)。

マドリッド協定議定書に基づく国際登録は、国際登録日から10年間有効であり、 更に10年間の更新が可能である。効力の発生は国際登録日又は領域指定の記録日 から生じる法的保護の開始日も国際登録日から開始される(マドリッド協定議定 書第4条(1)(a))。

#### 【商標権を侵害する行為】

- 1) 商標権と同一であり、同一の商品若しくは役務、又は混同のおそれのある類似の商品若しくは役務に使用が意図される標識。
  - 2) 商標権と類似するものであって、混同のおそれのある同一又は類似の商品若

しくは役務に使用が意図されている標識について、商標権者の同意を得ずに次の 行為を実施することは商標権の侵害となる(新商標法第13条(2))。

- (a) 商品又はその包装に上記標識を付す行為
- (b) 上記標識に基づく商品の提供、市場投入、又は同目的での商品の貯蔵
- (c) 上記標識に基づく役務の提供又は申出
- (d) 上記標識に基づく商品の輸出入
- (e) 事業書類、広告又は他の取引における上記標識の使用
- (f) 団体商標権における使用管理規則に違反する使用行為

ただし、以下の行為は商標権の侵害とならない。

商標権の登録出願前に既に使用開始しており、同日前の範囲で使用する限り、 当該使用の継続を禁止できない(「先使用権」・新商標法第14条(1))。

なお、当該継続使用の権利は、営業と共にのみ移転することができる(新商標法第 14 条(2))。

並行輸入については、近年の連邦裁判所判決によると、スイス登録商標を付して他の場所で適法に市場投入された商品のスイスへの並行輸入は、当該商品がスイスにおいて商標を付して市場投入された商品と完全に同一の品質及び特性を有していれば認められる。国際登録商標も同様の取扱いとなるものと思われる(取扱いについては現地代理人に確認すべきと思われる)。

#### ② 侵害訴訟の提起 (差止請求・損害賠償)

#### 【刑事措置】

商標権の侵害行為は、刑事犯罪とみなされ、以下の罰則措置を受ける(新商標 法第61条)。

- 1)以下の行為によって他人の商標に関する排他的権利を故意に侵害する者、及び他人の商標権を無断で付した自己所有の物品の出所表示を拒否するものは、商標権者の請求により、禁固1年以内又は罰金100,000スイスフラン以下の対象となる。
  - (a) 商標権の不法使用、偽造又は模倣(新商標法第 61 条(1)(a))。
  - (b) 不法使用、偽造若しくは模倣をした商標の下で商品を市場に出すこと若しくはサービスを提供すること、このような商品若しくはサービスを供給すること又は広告すること(商標法第61条(1)(b))。
  - (c) (a) 及び(b) の侵害者が取引行為において侵害行為を為した場合は、職権により求刑されるものとする。その刑罰は、禁固及び100,000 スイスフラン以下の罰金とする(新商標法第61条(3))。

2) 商標権の欺瞞的使用(新商標法第62条)

以下の行為をした者は、禁固又は罰金(100,000 スイスフラン以下)の対象となる。

- (a) 商品又は役務が真正のものであるかのような印象を与え誤認させるために、 他人の商標を商品又は役務に不法に用いる者(新商標法第62条(1)(a))。
- (b) 他人の商標を用いた商品又は役務を真正の商品として不法に供給し若しくは市場に出し又は真正の役務として不法に供給し若しくは提供する者(新商標法第62条(1)(b))。
- (c) (a) の者が取引のために行為をする場合は、その者は職権により求刑されるものとする。その刑罰は、5年以下の禁固及び 100,000 フラン以下の罰金とする (新商標法第 62 条(2))。
- (d) 商品が取引上欺瞞することを意図したものであることを知って、その商品の輸入、輸出又は貯蔵をする者は、被害者の請求により、拘留又は20,000 スイスフラン以下の罰金に処する(新商標法第62条(3))。
- 3) 団体商標の侵害(新商標法第63条)
  - (a) 使用管理規則に反する方法で団体商標を故意に使用する者は、権利者の請求により、1年以下の禁固又は100,000スイスフラン以下の罰金に処する(新商標法第63条(1))。
  - (b) 使用管理規則に反する団体標章を付した自己の所有に係る物の出所を明らかにすることを拒否する者は権利者の請求により、(a) と同一の刑に処する(新商標法第63条(2))。
  - (c) (a) 及び (b) の者が取引のために行為をする場合は、その者は職権により求刑されるものとする。その刑罰は、禁固及び 100,000 スイスフラン以下の罰金とする (新商標法第 63 条(4))。
- 4) 刑事訴訟手続における侵害品の没収(新商標法第68条) 裁判所は、スイス刑法典第58条に基づき商標権を不法に付した物品を没収することを命じることができる。
  - 5) 訴訟手続の中止
    - (a) 訴訟被疑者が商標権の無効のための民事訴訟を提起した場合は、裁判所は 刑事訴訟手続を中止することができる(新商標法第66条(1))。
    - (b) 被疑者が刑事訴訟手続において商標権の無効を主張する場合は、裁判所は その者が民事訴訟手続において商標権の無効を主張するための相当の期 間を付与することができる(新商標法第66条(2))。

#### 【民事措置】

- 1) 強制執行による救済(新商標法第55条) 商標権の侵害における商標権者の救済措置は、以下のとおり。
  - (a) 差止(侵害行為の停止又は切迫した侵害の禁止)
  - (b) 商標権を不当に付した侵害者所有の侵害品の出所を明らかにする命令
  - (c) 損害賠償及び回復
  - (d) 利得返還(権原のない代理行為に関する規定による)
  - (e) 侵害者所有の侵害物品の廃棄
  - (f) 侵害品に付されている商標の認識不能化、侵害品の使用禁止、破壊若しく は特定の方法での使用の決定
  - (g) 進行中の侵害行為の除去
  - (h) 商標権者の請求により、侵害者の費用負担で、判決の公表を求めることができる(命令は裁判所によって行われる)

#### 2) 侵害予防措置

商標権者は、自己の権利が侵害又は侵害のおそれがあり、侵害によって容易に 救済できない被害を受ける可能性がある旨及び侵害が容易に賠償することのでき ない損害を自己に与えるおそれがある旨を主張することにより予防措置を請求す ることができる(新商標法第59条(1))。

また、当該予防措置を請求する者は、証拠を保全し、不当に商標を付した物品の出所を確定する措置、現状を保存する措置、又は禁止的差止命令及び侵害行為の差止命令の予防措置を請求することができる。

訴訟被疑者が商標権の無効のための民事訴訟を提起した場合は、裁判所は、刑事訴訟手続を中止することができる。

#### 【国境措置】

- 1) 税関当局は、商標権を不当に付した商品が輸入若しくは輸出される疑いがあった場合、商標権者に対して特定の積荷について注意を喚起することができる(新商標法第70条)。
- 2) 商標権者は、商標権を不当に付した商品が輸入又は輸出されると信ずるに充分な理由を有する場合、税関当局に対して商品の引渡しを拒絶する請求を書面をもって行うことができる(新商標法第71条(1))。
  - (a) 当該請求は、具体的には、税関局長に行い、2年間有効で、更新することができる。ただし、緊急の場合は、商品が輸入又は輸出される税関当局に直接請求できる。

- (b) 請求人は、税関当局が決定するために必要な、入手可能な情報を全て提出しなければならない。当該提出情報は、対象商品の正確な記述を含む(新商標法第71条(2))。
- (c) 請求後、侵害の可能性が高い場合には、税関当局は請求人にその旨通知する (新商標法第72条(1))。
- (d) 税関当局は、請求人に対して予防措置を講じる機会を与えるため、最大 10 営業日の間、対象商品を留置する。(事情によって正当化される場合に は、更に最大 10 営業日の間対象商品を留置できる) その間、請求人は、 留置された対象商品を調査でき、対象商品を処分できる者は、当該調査に 立ち会うことができる。なお、対象商品の留置により当該商品の所有者に 損害が生じる可能性があれば、税関当局は請求人に対し、担保を要求できる (新商標法第72条(2))。
- (e) 請求人が予防措置を講じることができない旨が期間終了前に既に明白であれば、対象商品は直ちに引渡される。この場合、請求人は対象商品の留置により生じた損害を補償しなければならない(新商標法第72条(3))。

#### (12) 議定書に基づく国際登録に特有な制度の取扱い

#### ① セントラル・アタックによる国内出願への変更

セントラル・アタックにより国際登録が取消となった場合、当該国際登録に記録された商品又は役務の一部又は全部について、国際登録の国際登録日又は取消しとなった国際登録が事後指定によるものの場合は領域指定が国際登録簿に記録された日を保持して、スイスの国内商標登録出願に変更することができる。

ただし、以下の条件を有する必要がある。

- 1) 国際登録の取消日から3ヶ月以内に変更出願を行っていること
- 2) 国際登録及び変更国内出願が同一の商標であること
- 3) スイスにおける変更商標出願の指定商品及び役務が、国際登録の指定商品及び役務のリストに含まれていること
- 4)変更商標出願がスイスの商標法の要件を満たしていること

#### ② 代 替

国際登録の国内登録又は広域登録の代替は、権利者の代替請求により実施され、スイス国内登録の登録簿にその旨記載される。なお、国内登録は、代替手続の後も取消されることはなく、国際登録と共存する(WIPOからの「代替に関するアンケートに対する回答」より確認<sup>18</sup>)。

<sup>&</sup>lt;sup>18</sup> WIPO HOME→IP SERVICE→Trademarks(Madrid System)→About Members→Survey of Office Practices on Replacement→replies to the Questionnaire on Replacement(代替に関するアンケートの回答) ・スイス回答第 6 頁質問Ⅲの 6. (a) の回答を参照。

- 1) 代替の申請に対して連邦知財庁が実施する審査項目19
  - (a) 国際登録による標章の保護の効果が締約国に及んでいること
  - (b) 国際商標登録と国内商標登録の商標権者が同一
  - (c) 国内登録の指定商品及び役務の全てが国際登録の指定商品及び役務のリストに含まれる
  - (d) 国際登録の保護の決定が国内登録商標の登録日の後であること
- 2) 国内登録の指定商品及び役務の範囲と国際登録のそれとが異なる場合、例えば国際登録のそれが狭い場合は双方の共通する範囲は代替となり、国際登録に含まれない範囲は国内登録に残存する<sup>20</sup>。
- 3) 代替の申請が可能となる時期は、国際事務局からの国際登録又は事後指定の 通知日後である<sup>21</sup>。
- 4) 名義人から代替の申請が無い場合でも、連邦知財庁がマドリッド協定議定書第4条の2(1)に規定した代替申請を受領するための条件を満たしていると認識した時は、国際登録と国内登録の共存を認める<sup>22</sup>。

#### (13) 議定書に関する宣言

#### ① 手数料 (個別手数料の宣言の有無)

スイスでは、個別手数料の徴収を宣言している。

出願において、指定商品及び役務・3 類まで 350 スイスフラン、3 類を超える場合は1 類毎に 50 スイスフランが追加される。更新の場合は、1 類毎に 350 スイスフランとなる。

#### ② 暫定拒絶通報期間(18ヶ月)に関する宣言

宣言あり。従って、領域指定通知を受領した日より 18 ヶ月以内に保護付与の拒絶を国際事務局に通報しなければならない。

### ③ ライセンスに関する宣言

未官言。

\_

<sup>19</sup> 脚注 18 の資料・第4頁質問Ⅲの 1.に対する回答を参照。

<sup>20</sup> 脚注 18 の資料・第 4 頁質問Ⅲの 2.に対する回答を参照。

<sup>21</sup> 脚注 18 の資料・第 5 頁質問Ⅲの 5.に対する回答を参照。

<sup>&</sup>lt;sup>22</sup> 脚注 18 の資料・第 6 頁質問Ⅲの 6(b)に対する回答を参照。

#### (14) スイス連邦に特徴的な制度

- 1) 先願主義
- 2) 実体審査の対象は「絶対的拒絶理由」の有無のみであり、「相対的拒絶理由」の有無の審査は、異議申立の請求が有った時にのみ行われる(新商標法第30条(2))。
- 3) 異議申立を請求できる異議申立人は先行商標の出願人又は権利者のみ(新商標法第31条(1))。
  - 4) 保護付与可能な商標カテゴリー

音響商標(楽譜による表示)、保証商標は、保護付与可能。「匂い」に関する商標は保護付与できない可能性が高い<sup>23</sup>。

- 5) 代替の申請に対する対応
  - (a)名義人の代替申請に対して連邦知財庁は規定に基づく審査を実施する
  - (b)代替申請後において、国際登録と国内登録は共存できる。また、名義人が 代替申請を実施しなかった場合であっても、連邦知財庁がマドリッド協定 議定書第4条の2(1)に規定した代替申請を受領するための条件を満たして いると認識した時は、国際登録と国内登録の共存を認める。
  - (c)国内登録の指定商品及び役務の範囲と国際登録のそれとが異なる場合、 例えば国際登録のそれが狭い場合は双方の共通する範囲は代替となり、国 際登録に含まれない範囲は国内登録に残存する。

<sup>&</sup>lt;sup>23</sup> 「MANUAL INDUSTRIAL PROPERTY Vol.11」スイス連邦(AIPPI・JAPAN 発行)第 34 頁「登録事由・不登録事由」の項を参照。

### (15) スイス連邦知的財産庁ウェブサイト等からの入手可能な情報

### ① 商標検索システム

参照アドレス: https://www.swissreg.ch/srclient/faces/jsp/trademark/sr1.jsp

### 検索手順:

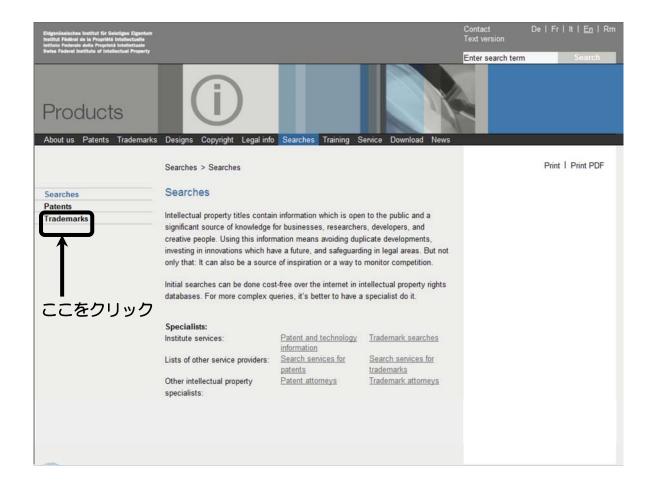
#### 手順1:

スイス特許庁トップページ(<u>https://www.ige.ch/en.html</u>)の画面上段の「Searches」をクリック。



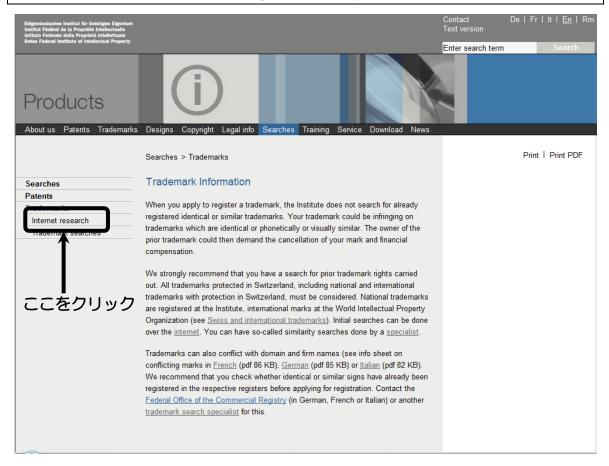
### 手順2:

検索に関するトップページ (<a href="https://www.ige.ch/en/searches.html">https://www.ige.ch/en/searches.html</a>) の画面左側の列の「Trademarks」をクリック。



### 手順3:

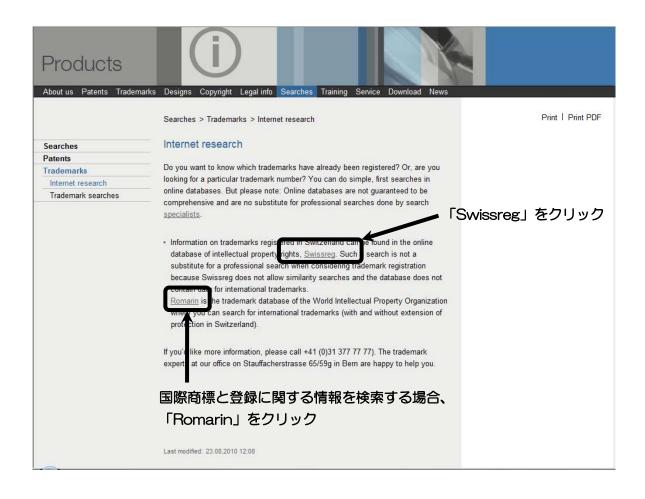
商標情報に関するページ(<a href="https://www.ige.ch/en/searches/trademarks.html">https://www.ige.ch/en/searches/trademarks.html</a>)の 画面左側の列の「Internet Search」をクリック。



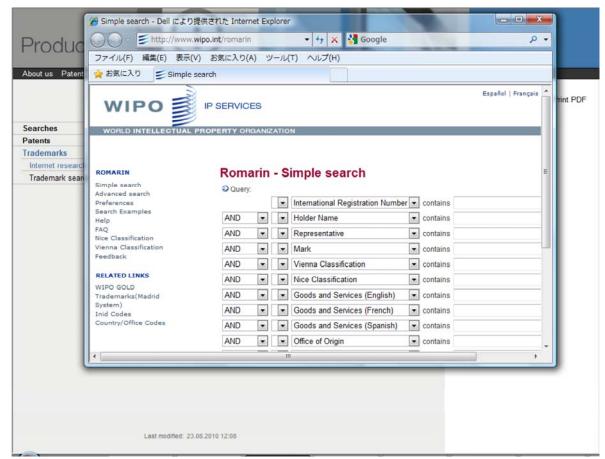
#### 手順 4:

イ ン タ ー ネ ッ ト 検 索 に 関 す る ペ ー ジ (<a href="https://www.ige.ch/en/searches/trademarks/internet-research.html">https://www.ige.ch/en/searches/trademarks/internet-research.html</a>) の真ん中 にある「Swissreg」(スイスに登録されている商標の情報を検索する場合)をクリック。

※国際商標登録に関する情報を検索する場合、「Romarin」をクリックすれば、WIPO の国際商標登録に関するデータベース「Romarin」の検索ページが表示される。



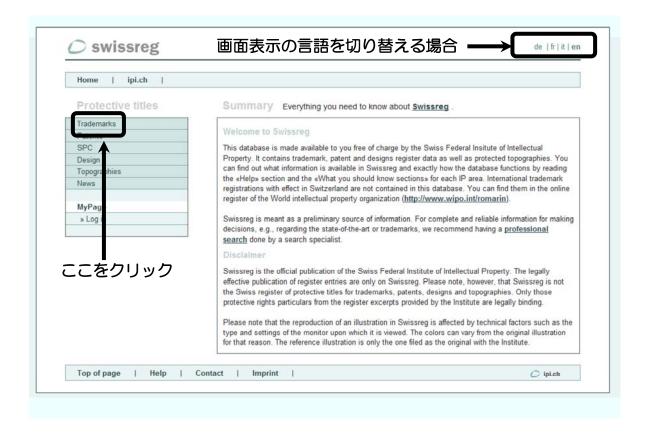
### ※「Romarin」をクリックした場合



#### 手順5:

Swissregのトップページ (<a href="https://www.swissreg.ch/srclient/faces/jsp/start.jsp">https://www.swissreg.ch/srclient/faces/jsp/start.jsp</a>) の左側の列の一番上「Trademark」をクリック。

※表示されている言語を切り替える場合は、画面右上にある「de (ドイツ語) | fr (フランス語) | it (イタリア語) | en (英語)」から表示したい言語を選択すると該当する言語の表示に切り替わる。



### 手順 6:

商標検索のページ

検索方法として、下記の方法が選択可。

- 1. 「Search register」:商標登録簿検索
- 2. 「Search publication」:公告(official publication)に基づく検索
- 3.「Advanced search」:詳細検索
- 4. 「Search standard」:予め決められた基準に基づく検索



#### 手順 6-1:

「Search register」の検索項目は下記の通り。

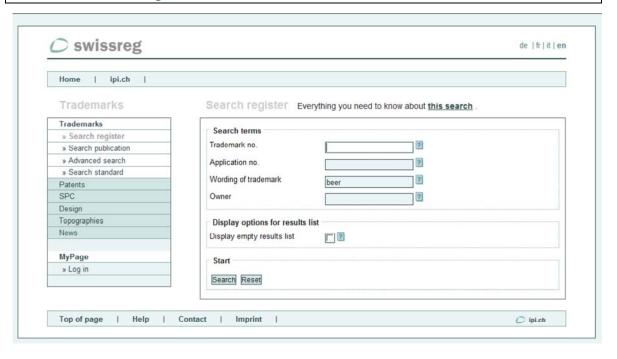
1) Trademark no.: 登録番号 2) Application no.: 出願番号

3) Wording of trademark: 商標の名称

4) Owner: 商標所有者

※「Display options for results list」:検索結果表示において、情報のない項目を表示するかしないかを選択することができる。

ここでは、「Wording of trademark」で「beer」を検索。



検索結果の表示ページ (標準の表示項目)

1) Trademark: 商標の名称

2) Status: 状況

3) Nice classification no.: 国際分類番号
4) Number: 出願番号または登録番号

5) Owner: 商標所有者

なお、検索結果のページの最下段にある「Display options for results list」において項目を選び、「Refresh」をクリックすると、検索結果のページに表示項目が変わる。

上記項目以外で選択できる項目は下記の通り。

6) Country (owner): 商標所有者の国籍

7) Agent:代理人

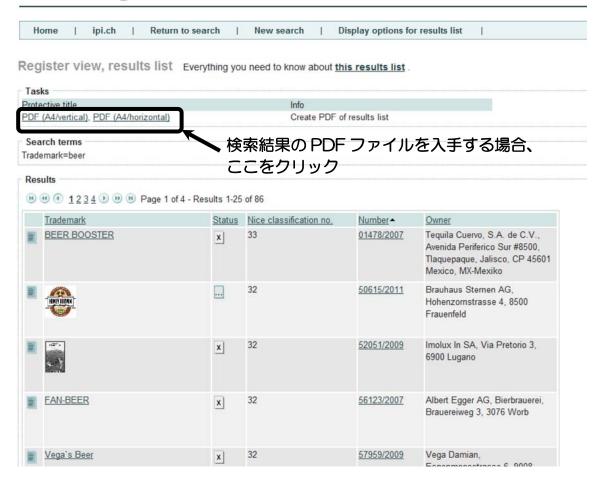
8) Licensee: ライセンシー 9) Filing date: 出願日 10) Expiry date: 満了日

11) Trademark type:商標の種類 12) Trademark form:商標の様式 13) Color claim:色彩に関する記載

該当する商標の行の一番左側の列の画像(または商標の名称/画像、出願番号/ 登録番号)をクリックすると、当該商標の詳細が表示される。

※画面上部の「Task」にある「PDF (A4/vertical)」または「PDF (A4/horizontal)」をクリックすると検索結果の PDF ファイルを入手することが可。

# swissreg



### ※検索結果の表示項目を変更する場合



#### 手順 6-2:

「Search publication」の検索項目は下記の通り。

1) Publication date: 公告日(記入例: 28.1.2011(日.月.年))

2) Trademark no.: 登録番号

3) Owner: 商標所有者

4) Publication reason:公告理由。下記項目から選択可能。

· New entries:新規登録

Corrections:訂正Renewals:更新Cancellations:取消

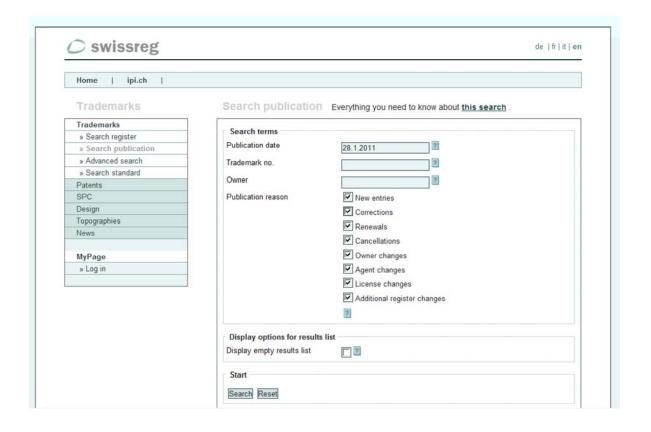
・Owner changes:商標所有者の変更・Agent changes:代理人の変更

・License changes: ライセンスの変更

・Additional register changes: 追加的な登録簿の変更

※「Display options for results list」:検索結果表示において、情報のない項目を表示するかしないかを選択することができる。

ここでは、「Publication date」「28.1.2011(2011 年 1 月 28 日)」すべての公告 理由にチェックを入れて検索。



### 検索結果の表示ページ

1) Trademark: 商標の名称

2) Status: 状況

3) Nice classification no.: 国際分類番号
4) Number: 出願番号または登録番号

5) Owner: 商標所有者

6) Agent:代理人

7) Publication: 公告日

該当する商標の行の一番左側の列の画像(または商標の名称/画像、出願番号/登録番号)をクリックすると、当該商標の詳細が表示される。

なお、上記の項目部分をクリックすると当該項目により検索結果の並び替えが可能(最初の検索結果は、「Number」順で並んでいる。)

また、検索結果表示の上段にある「Navigation」には、各公告理由の該当件数が表示される。

※画面上部の「Task」にある「PDF (A4/vertical)」または「PDF (A4/horizontal)」をクリックすると検索結果の PDF ファイルを入手することが可。



#### 手順 6-3:

「Advanced search」は、上記「Search register」および「Search publication」 検索項目に加えて、更にいくつかの検索項目を組み合わせることにより、詳細な 検索が可能になっている。検索項目は下記の通り。

Trademark no.: 登録番号Application no.: 出願番号

・Wording of trademark: 商標の名称

· Owner: 商標所有者

・Country (owner): 商標所有者の国籍

· Agent: 代理人

· Licensee: ライセンシー

· Nice classification no.: 国際分類番号

Filing date: 出願日Expiry date: 満了日

・Trademark type: 商標の種類

※「all(全種類)」、「Individual mark(個別商標)」、「Collective mark(団体商標)」、「Guarantee mark(保証商標)」を選択可能。

・Trademark form:商標の形状

- ※「all (全種類)」、「Word mark (文字商標)」、「Trademark with image (画像付商標)」、「Color mark (色彩商標)」「Acoustic mark (音響商標)」、「3-D mark (立体商標)」、「Motion mark (動作商標)」「Positional mark (位置商標)」、「Hologram (ホログラム)」を選択可能
- ・Color claim:色彩に関する記載
  - ※「all (全種類)」、「with color claim (色彩に関する記載あり)」、「without color claim (色彩に関する記載なし)」を選択可能
- · Publication date: 公告日
- · Publication reason: 公告理由
  - ※「New entries (新規登録)」、「Corrections (訂正)」、「Renewals (更新)」、「Cancellations (取消)」、「Owner changes (商標所有者の変更)」、「Agent changes (代理人の変更)」、「License changes (ライセンスの変更)」、「Additional register changes (追加的な登録簿の変更)」を選択可能
- · Status: 状況
  - ※「Pending applications(出願係属中)」、「Cancelled applications(出願取消)」、「Active trademarks(商標登録中)」、「Cancelled trademarks(商標登録取消)」

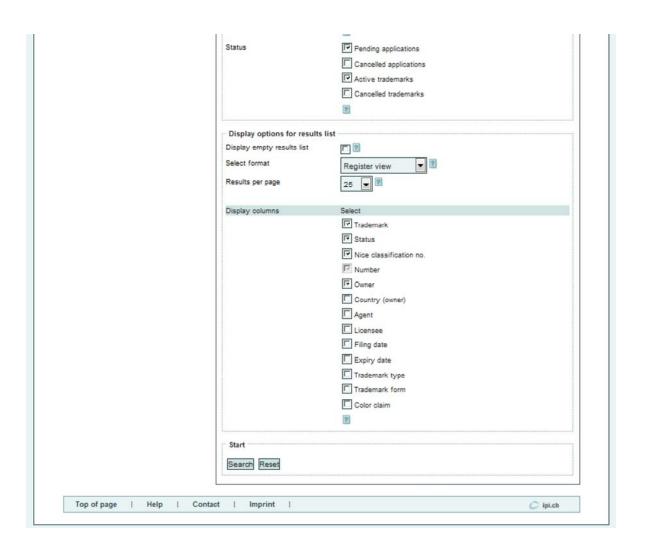
また、「Display options for results list」: 検索結果表示方法について下記の項目を選択可能。

・Display empty results list:検索結果における情報のない項目の非表示の選択

- ・Select format:検索結果の表示方式の選択
  - ※「Publication view」または「Register view」を選択可能
- ・Results per page: 1頁当りに表示される検索結果数の選択
  - ※「5、10、25、100、250」から選択可能
- ・Display columns Select:表示項目の選択(「Register view」選択した場合のみを)
  - ※下記の項目を選択可能(\*は標準で選択されている項目)
  - 1) Trademark: 商標の名称\*
  - 2) Status: 状況\*
  - 3) Nice classification no.: 国際分類番号\*
  - 4) Number: 出願番号または登録番号\*
  - 5) Owner: 商標所有者\*
  - 6) Country (owner): 商標所有者の国籍
  - 7) Agent:代理人
  - 8) Licensee: ライセンシー
  - 9) Filing date:出願日
  - 10) Expiry date: 満了日
  - 11) Trademark type:商標の種類
  - 12) Trademark form: 商標の様式
  - 13) Color claim: 色彩に関する記載

ここでは、「Wording of trademark: beer」、「Color claim: with color claim」、 その他は標準の検査項目で検索。





「Register view」を選択した場合:

検索結果の表示ページ (標準の表示項目)

1) Trademark: 商標の名称

2) Status: 状況

3) Nice classification no.: 国際分類番号
4) Number: 出願番号または登録番号

5) Owner: 商標所有者

なお、検索結果のページの最下段にある「Display options for results list」に おいて項目を選び、「Refresh」をクリックすると、検索結果のページに表示項目 が変わる。

上記項目以外で選択できる項目は下記の通り。

6) Country (owner): 商標所有者の国籍

7) Agent:代理人

8) Licensee: ライセンシー

9) Filing date:出願日

10) Expiry date: 満了日

11) Trademark type:商標の種類 12) Trademark form:商標の様式 13) Color claim:色彩に関する記載

該当する商標の行の一番左側の列の画像(または商標の名称/画像、出願番号/ 登録番号)をクリックすると、当該商標の詳細が表示される。

※画面上部の「Task」にある「PDF (A4/vertical)」または「PDF (A4/horizontal)」をクリックすると検索結果の PDF ファイルを入手することが可。



de | fr | it | en





「Publication view」を選択した場合:

検索結果の表示ページ

1) Trademark: 商標の名称

2) Status: 状況

3) Nice classification no.: 国際分類番号
4) Number: 出願番号または登録番号

5) Owner: 商標所有者

6) Agent: 代理人

7) Publication:公告日

該当する商標の行の一番左側の列の画像(または商標の名称/画像、出願番号/登録番号)をクリックすると、当該商標の詳細が表示される。

なお、上記の項目部分をクリックすると当該項目により検索結果の並び替えが可能(最初の検索結果は、「Number」順で並んでいる。)

また、検索結果表示の上段にある「Navigation」には、各公告理由ごとの該当件数が表示される。

※画面上部の「Task」にある「PDF (A4/vertical)」または「PDF (A4/horizontal)」をクリックすると検索結果の PDF ファイルを入手することが可。



#### 手順 6-4:

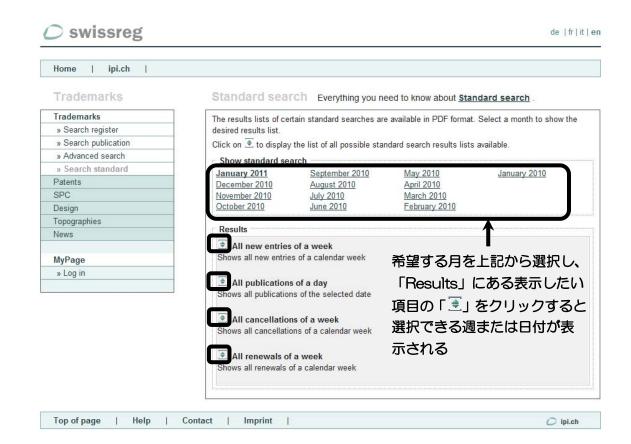
「Search standard」では、各月ごとに下記の検索結果についての PDF ファイル を入手することができる。

・All new entries of a week: 当該週の全新規登録

・All publications of a day : 当該日の全公告 ・All cancellations of a week : 当該週の全取消

・All renewals of a week: 当該週の全更新

上記項目左横の「€」をクリックすると選択できる週または日付が表示され、希望する「Results list」の数字をクリックすると検索結果の PDF ファイルが入手可能。



検索結果の PDF ファイルの表示項目

1) Trademark: 商標の名称

2) Status: 状況

3) Nice classification no.: 国際分類番号
4) Number: 出願番号または登録番号

5) Owner: 商標所有者

6) Agent:代理人

7) Publication: 公告日

#### ・「All new entries of a week」の場合

The results lists of certain standard searches are available in PDF format. Select a month to show the desired results list.

Click on 

to display the list of all possible standard search results lists available.

to display the list of all possible standard search results lists available.

# Show standard search February 2011 October 2010 June 2010 February 2010 January 2011 September 2010 May 2010 December 2010 August 2010 April 2010 November 2010 July 2010 March 2010

Results		
All new entries of a week Shows all new entries of a calendar week		
Date range	Results list	
24.01.2011-30.01.2011	696 KB	
17.01.2011-23.01.2011	502 KB	
10.01.2011-16.01.2011	738 KB	
03.01.2011-09.01.2011	278 KB	
27.12.2010-02.01.2011	242 KB	
★ All publications of a day		
Shows all publications of the selected date		
A 12.00 (100 (100 (100 (100 (100 (100 (100 (		
All cancellations of a week		
Shows all cancellations of a calendar week		

## ・「All publications of a day」の場合

Results		
All new entries of a week		
Shows all new entries of a calendar week		
All publications of a day		
Shows all publications of the selected date		
Date range	Results list	
31.01.2011	636 KB	
30.01.2011	9 KB	
29.01.2011	9 KB	
28.01.2011	93 KB	
27.01.2011	309 KB	
26.01.2011	638 KB	
25.01.2011	209 KB	
24.01.2011	2.4 MB	
23.01.2011	9 KB	
22.01.2011	9 KB	
21.01.2011	189 KB	
20.01.2011	124 KB	
19.01.2011	380 KB	
18.01.2011	250 KB	
17.01.2011	830 KB	
16.01.2011	<u>9 KB</u>	
15.01.2011	<u>9 KB</u>	
14.01.2011	<u>254 KB</u>	
13.01.2011	278 KB	
12.01.2011	452 KB	
11.01.2011	<u>195 KB</u>	
10.01.2011	769 KB	
09.01.2011	9 KB	
08.01.2011	9 KB	

・「All cancellations of a week」の場合

All new entries of a week		
Shows all new entries of a calendar week		
All publications of a day		
Shows all publications of the selected date		
All cancellations of a week		
Shows all cancellations of a calendar week		
Date range	Results list	
Date range		
	519 KB	
24.01.2011-30.01.2011	<u>519 KB</u> <u>498 KB</u>	
24.01.2011-30.01.2011 17.01.2011-23.01.2011		
24.01.2011-30.01.2011 17.01.2011-23.01.2011 10.01.2011-16.01.2011	498 KB	
24.01.2011-30.01.2011 17.01.2011-23.01.2011 10.01.2011-16.01.2011 03.01.2011-09.01.2011	498 KB 577 KB	
24.01.2011-30.01.2011 17.01.2011-23.01.2011 10.01.2011-16.01.2011 03.01.2011-09.01.2011 27.12.2010-02.01.2011  All renewals of a week	498 KB 577 KB 455 KB	

・「All renewals of a week」の場合

All new entries of a week		
Shows all new entries of a calendar week		
<b>♣</b> All publications of a day		
Shows all publications of the selected date		
★ All cancellations of a week		
Shows all cancellations of a calendar week		
All renewals of a week		
Shows all renewals of a calendar week		
Chons an renewals of a calendar week		
	Results list	
Date range	Results list 265 KB	
Date range		
Date range 24.01.2011-30.01.2011	265 KB	
Date range 24.01.2011-30.01.2011 17.01.2011-23.01.2011	265 KB 285 KB	

#### ② スイスにおいて有効な指定商品・役務名を確認するサイト

参照アドレス: http://wdl.ige.ch/

#### 検索手順:

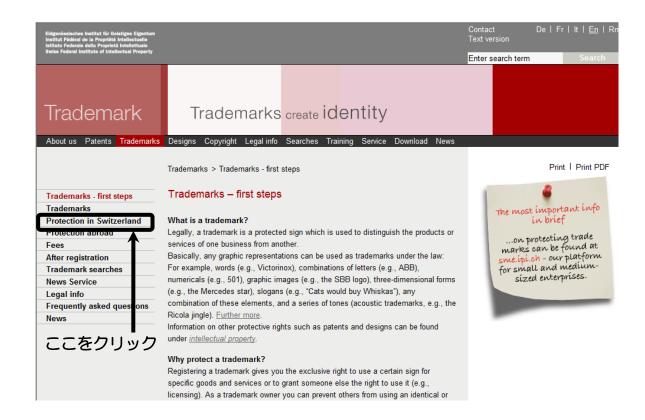
#### 手順1:

スイス特許庁トップページ(<u>https://www.ige.ch/en.html</u>)の画面上段の「Trademark」をクリック。



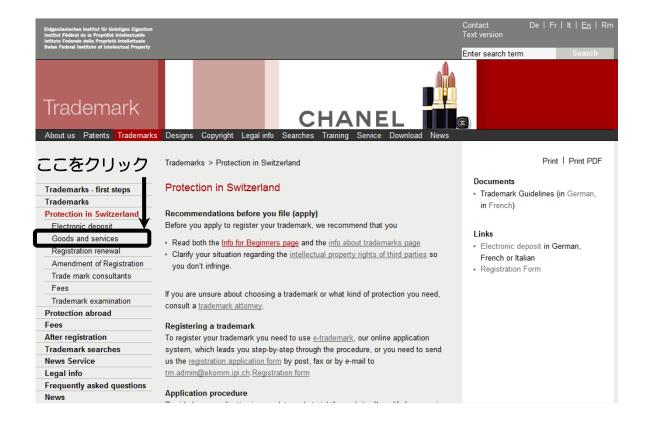
#### 手順2:

商標に関するトップページ(<u>https://www.ige.ch/en/trademarks.html</u>)の画面左側の「Protection in Switzerland」をクリック。



#### 手順3:

ス イ ス に お け る 商 標 保 護 に 関 す る ペ ー ジ (<a href="https://www.ige.ch/en/trademarks/protection-in-switzerland.html">https://www.ige.ch/en/trademarks/protection-in-switzerland.html</a>) の画面左側の列の「Goods and services」をクリック。



#### 手順4:

商 品 及 び 役 務 の 分 類 に 関 す る ペ ー ジ ( <a href="https://www.ige.ch/en/trademarks/protection-in-switzerland/goods-and-services.html">https://www.ige.ch/en/trademarks/protection-in-switzerland/goods-and-services.html</a>) の画面右側「Classification Tool in German, French or Italian.」の「German」「French」「Italian」のいずれかをクリックすると、検索画面が表示される。

※なお、英語の分類検索は提供されていない。



#### 手順5:

下記の項目(ドイツ語)について検索が可能。(フランス語及びイタリア語についても同様の項目について検索可能。)

· Sprache:

表示言語(ドイツ語、フランス語、イタリア語又は3言語)の選択

· Klasse(n):

検索する分類番号

· Suche in:

検索データベース (WDL Datenbank (全データベース) 又は Nizza Oberbegriffen (ニース国際分類データベース)) の選択。

- · Begriff(e):検索キーワード
- ・Verknüpfung der Begriffe: 検索条件①(ODER(OR)又はUND(AND))の選択
- Einzelbegriff:

キーワード検索の条件②(キーワードの検索方法)の選択

Selbständiges Wort + buchstabengetreu (キーワードと一致)

Selbständiges Wort + tolerante Schreibweise (キーワードを含む)

Schreibweise Auch Teil eines Wortes + buchstabengetreu

(キーワードのスペルのすべてを含む)

Auch Teil eines Wortes + tolerante Schreibweise (キーワードのスペルの一部を含む)

※なお、Nizza Oberbegriffen (ニース国際分類データベース)) を選択した場合は、「Begriff(e)」「Verknüpfung der Begriffe」「Einzelbegriff」の項目は使用不可。

検索条件を設定し、「Suchen」をクリックすると画面下部の枠内に検索結果が表示される。また、「Export」をクリックすると PDF 形式又はテキスト形式で検索結果を入手することが可能。

検索結果の画面には下記の項目が表示される。

- 分類番号
- ・類見出し
- ・コメント (類見出しの他言語の表示)

例:ドイツ語で検索した場合は、フランス語及びイタリア語の表示

• 言語

・ドイツ語の検索画面及び検索結果画面



・フランス語の検索画面及び検索結果画面



・イタリア語の検索画面及び検索結果画面



### ・PDF 版の検索結果

wdl.ipi.ch



#### Trefferliste der Waren und Dienstleistungen

Suchkriterien Oberbegriff(e): Klasse(n): Alle Sprache: de

Klasse	Text	Kommentar
1	Chemische Erzeugnisse für gewerbliche, wissenschaftliche, fotografische, land-, garten- und forstwirtschaftliche Zwecke; Kunstharze im Rohzustand, Kunststoffe im Rohzustand; Düngemittel; Feuerlöschmittel; Mittel zum Härten und Löten von Metallen; chemische Erzeugnisse zum Frischhalten und Haltbarmachen von Lebensmitteln; Gerbmittel; Klebstoffe für gewerbliche Zwecke	
2	Farben, Firnisse, Lacke; Rostschutzmittel, Holzkonservierungsmittel; Färbemittel; Beizen; Naturharze im Rohzustand; Blattmetalle und Metalle in Pulverform für Maler, Dekorateure, Drucker und Künstler	
3	Waschmittel, Bleichmittel; Putzmittel, Poliermittel, Fettentfernungsmittel und Schleifmittel; Seifen; Parfümeriewaren, ätherische Ole, Mittel zur Körper- und Schönheitspflege, Haarwässer; Zahnputzmittel	
4	Technische Öle und Fette; Schmiermittel; Staubabsorbierungsmittel, Staubbenetzungsmittel und Staubbindemittel; Brennstoffe (einschliesslich Motorentreibstoffe) und Leuchtstoffe; Kerzen, Dochte für Beleuchtungszwecke	
5	Pharmazeutische Erzeugnisse, veterinärmedizinische Erzeugnisse; Hygienepräparate für medizinische Zwecke, diätetische Erzeugnisse für medizinische Zwecke, Babykost; Pflaster, Verbandmaterial; Zahnfüllmittel und Abdruckmassen für zahnärztliche Zwecke; Desinfektionsmittel; Mittel zur Vertilgung von schädlichen Tieren; Fungizide, Herbizide	
6	Unedle Metalle und deren Legierungen; Baumaterialien aus Metall; transportable Bauten aus Metall; Schienenbaumaterial aus Metall; Kabel und Drähte aus Metall (nicht für elektrische Zwecke); Schlosserwaren und Kleineisenwaren; Metallrohre; Geldschränke; Waren aus Metall, soweit in dieser Klasse enthalten; Erze	1
7	Maschinen und Werkzeugmaschinen; Motoren (ausgenommen Motoren für Landfahrzeuge); Kupplungen und Vorrichtungen zur Kraftübertragung (ausgenommen solche für Landfahrzeuge); nicht handbetätigte landwirtschaftliche Geräte; Brutapparate für Eier	
8	Handbetätigte Werkzeuge und Geräte; Messerschmiedewaren, Gabeln und Löffel; Hiebwaffen, Stichwaffen; Rasierapparate	
9	Wissenschaftliche, Schifffahrts-, Vermessungs-, fotografische, Film-, optische, Wäge-, Mess-, Signal-Kontroll-, Rettungs- und Unterrichtsapparate und -instrumente; Geräte zur Aufzeichnung, Übertragung und Wiedergabe von Ton und Bild; Apparate und Instrumente für die Leitung, die Verteilung, die Umwandlung, die Speicherung, die Regulierung oder die Steuerung von elektrischem Strom; Magnetaufzeichnungsträger, Schallplatten; Verkaufsautomaten und Mechaniken für geldbetätigte Apparate; Registrierkassen, Rechenmaschinen, Datenverarbeitungsgeräte und Computer, Computer-Software; Feuerlöschgeräte	
10	Chirurgische, ärztliche, zahn- und tierärztliche Instrumente und Apparate, künstliche Gliedmassen, Augen und Zähne, orthopädische Artikel; chirurgisches Nahtmaterial	
11	Beleuchtungsgeräte, Heizungsgeräte, Dampferzeugungsgeräte, Kochgeräte, Kühlgeräte, Trockengeräte, Lüftungsgeräte und Wasserleitungsgeräte sowie sanitäre Anlagen	
12	Fahrzeuge; Apparate zur Beförderung auf dem Lande, in der Luft oder auf dem Wasser	
13	Schusswaffen (Feuerwaffen); Munition und Geschosse; Sprengstoffe; Feuerwerkskörper	
14	Edelmetalle und deren Legierungen sowie daraus hergestellte oder damit plattierte Waren, soweit sie in dieser Klasse enthalten sind; Juwelierwaren, Schmuckwaren, Edelsteine; Uhren und Zeitmessinstrumente	,
15	Musikinstrumente	-
16	Papier, Pappe (Karton) und Waren aus diesen Materialien, soweit sie in dieser Klasse enthalten sind Druckereierzeugnisse; Buchbinderartikel; Fotografien, Schreibwaren; Klebstoffe für Papier- und Schreibwaren oder für Haushaltszwecke; Künstlerbedarfsartikel; Pinsel; Schreibmaschinen und Büroartikel (ausgenommen Möbel); Lehr- und Unterrichtsmittel (ausgenommen Apparate); Verpackungsmaterial aus Kunststoff, soweit es in dieser Klasse enthalten ist; Druckettern; Druckstöcke	·

25:02:2011 - 04:56:56 Seite 1 von 3